

JAとは何か、いま、なぜ農協「改革」なのか

大妻女子大学社会情報学部教授 田代 洋一

I. JAとは何かー日本の農協の特徴

1. JAとは「日本の農業協同組合」の愛称、その二つの意味

- ・農業に係わる協同組合である
- ・日本の農業協同組合である

2. 協同組合とは何かー非営利である

- ・事業を通じて組合員への最大の奉仕を行う、営利を追求しない
- ・市場経済では「利益」をあげて将来の投資に備え、組合員に還元する必要がある
 期中に組合員に最大限の奉仕をした後で期末の残る「剰余」を将来投資や還元
- ・組合員に還元する場合には利用高割り戻しを基本にし、出資配当は制限する
 利益追求を目的とし、出資配当を優先したら株式会社と同じになってしまう

3. 日本の農業協同組合であるー総合農協、食と農を基軸に地域に根ざす協同組合

- ・「農業者の協同組織」である(農業者という職能を基本とした組合)
- ・しかし農業関係以外の信用(金融ではない)、共済(保険ではない)、生活の事業を行う総合農協である(欧米の農協は農業関係だけを行う専門農協)
- ・准組合員(地域内の非農家)、員外利用も2割まで可(病院は100分の100まで可)
- ・日本の農協は職能組合と同時に地域みんなに開かれた地域協同組合でもある
- ・家族経営は生産と生活が一体、日本の農家は兼業農家、地方の生活は不便、そのようなアジア・日本の現実に即して欧米の専門農協ではなく総合農協が発達
 専門農協は資金力に欠け、経営も行き詰まりメーカーの傘下や総合農協に統合

4. 系統組織である

- ・協同組合は自然人を構成員とする単位協同組合(一次組織)と、一次組織を構成員とし一次組織を補完するための連合会(二次組織)からなる
- ・単協ー県連ー全国連(中央会、全農、中金、全共連、全厚連等)のJAグループ

ープ

5. ICA(国際協同組合連盟)の原則に即している

自発的、民主的管理、組合員参加、自治と自立、教育、地域社会の持続的発展等

II. いま、なぜ、農協がクローズアップされるのかーアベノミクスと農協

1. 一般的背景ー農業経済の悪化を農協の責任に転嫁

- ・ 1991年に5兆円の生産農業所得が2012年には3兆円以下に→農協が悪い
- ・ 准組合員が53%(栃木36%)→「農業者の協同組織」でなくなる→農業者の組織へ
- ・ 1万以上あった農協が700を切った→県連や全国連に頼らず自立できるはずだ

2. 安倍首相の「戦後レジームからの脱却」

- ・ 戦前日本の行為をなかったことにする歴史修正主義、戦後レジーム(敗戦後の日本の日本国憲法体制)もなかったことに、その一環としての戦後農協も否定

3. アベノミクスと「農業の成長産業化」

- ・ 経済成長の追求、日本の経済成長は輸出依存、しかし自動車・電機の輸出産業は海外直接投資が主流、成長分野は内需に依存する国内産業(農業・教育・医療・福祉)、これらが企業に残された唯一のビジネスチャンス・投資機会の場合
- ・ 「農業の成長産業化」→企業の農業進出の邪魔になる農協→岩盤規制の撤廃

4. TPP妥結が近い

- ・ アメリカ中間選挙(11月)で共和党勝利、議会はTPA(大統領貿易促進権限)を付与して思い切った妥協ークルマ(労組が民主支持)で米が妥協アメリカ、日本に農産物(米農業団体が共和支持)→来年前半の妥決近し→その前に反対勢力潰し

5. 規制改革会議・官邸・財界の建前

- ・ 成長産業化、農業・農村所得倍増には農業(経済)事業に専念すべき→専門農協化
- ・ その他の事業を切り捨て、准組合員の利用制限すべき→総合農協の否定
- ・ そのためには農業で利益をあげるようにすべき→非営利性の否定

6. 規制改革会議・官邸・財界の本音

- ・ 農協の経常利益100としてうち信用104、共済63、農業△13、生活△8、営

農指導△46、農業・生活・営農指導の赤字を信用共済の黒字で補てんして
やっとな採算

- ・信用共済をとりあげれば農協経営はなりたない

7. どんな作戦かー長短両面作戦

- ・司令塔は官邸、台本作りは農水省新自由主義官僚、財界はチャンス
- ・頂点(中央会)潰し→後は連合会や単協を各個撃破
- ・分断作戦、農業団体と国民、農協系統と農委系統、連合会・中央会と単協
- ・「今後5年間で農協改革集中推進期間」→5年間かけて全ての項目を実現の長期作戦

Ⅲ. 農協「改革」の実態(次期通常国会での農協法改正)

1. 農協の目的、営利企業化

- ・職能組合であることを明確化する
- ・農協法の「営利を目的としてその事業を行ってはならない」(8条)→「利益を上げ、組合員への還元と将来の投資に充てていくこと明確に」
- ・8条を改廃したら出資配当最大化を目的とする株式会社との区別がなくなる
独禁法適用除外規定も廃止、法人税軽減(19%)の根拠失う

2. 准組合員の農協利用の制限(1/2以下→一定のルール)

- ・現実は都市化地域と遠隔地畑作純農村地帯で高准組合員率、兼業経営不能で離農者多く、離農者が利便性から准組合員としてとどまるのが現状、社会的ニーズに即している、経済事業の補完にはなっても邪魔にはならない
- ・准組合員の利用を制限されたら信用・共済・生活事業等は成り立たない
- ※ある都市化地域農協一貯金2,000億、正組750億、准900億、員外400億、正組の1/2だと375億、525億・26%の一のカット、准組より員外利用の方が多くなる…
- ・准組合員に実質的な運営・経営参加権を付与していく方向の追及

3. 理事会の過半を認定農業者と農産物販売・経営のプロに

- ・認定農業者がなること自体はいいが、数まで決めるのは自治と組合員平等に反する
- ・農外経営者プロ(OB)が多数を占めるのは農業者が組織・運営する農業協同組合といえず
- ・理事の選出の地域代表性を外せば、農協は地域から遠ざかり地域密着業態でなくなる

4. 農協法上の中央会を廃止する(一般社団法人化)

- ・中央会は農協破たん防止と農政浸透を目的に国より法律で創れた。統制機関と協同組合の二次組織の二面をもつ→単協が大きくなったから廃止⇔統

制機関の側面だけ廃止

- ・中央会は単協指導、農協系統を代表、農政への建議、教育、監査等の機能をもつ

特に監査を廃止→賦課金徴収が困難になり兵糧攻めで廃止

中央会監査は経営健全化のための業務監査と会計監査の両面から農協の破たん防止

中央会監査 55 億円、公認会計士監査 86 億円→単協の負担→信用事業をやめたら

- ・中央会の指導事業は独禁法の適用除外、中央会が「法に基づく組合」でなくなったら、全中主導の生産調整は生産数量カルテルとみなされ独禁法違反→農協生産調整不可

5. 農協法に新たに規定

- ・信用・共済事業等の事業譲渡、組織の変更・分割(株式会社、生協、社会医療法人等)

譲渡・変更したら農協は経済事業に特化、中金等は農協の支援を受けられなくなる

- ・全農は株式会社化「できる」→独禁法の適用除外を受けられなくなる

IV. 農業・農協改革の方向

1. 国民に農業・農協の必要性・実像を知ってもらい、国民に必要とされる農業・農協に

- ・農協「改革」は農業の成長産業化が目的、しかし食料・農業・農村基本法(1999年)は食料の安定確保、農業の多面的機能の発揮を目的、それに貢献できる農協「改革」に

- ・農協の信用・共済・生活事業は地域のライフライン・生活インフラとして機能、地域創生に欠かせない存在、農業だけでなく「地域社会の持続的発展」に真に役立つ事業展開

- ・国民との連帯、JA組織内部の分断(単協と中央会・連合会)にのらず一致団結していく

中央の指示待ちではなく、地域・単協からの声を積み上げ、全国の力にしていく

2. 協同組合のアイデンティティを明確・大切に

- ・利益優先では「組合員への奉仕」もライフライン・生活インフラ機能も果たせない

- ・農協は株式会社ではない、地域住民みんなのための協同組合であることを明確に

3. 地域に開かれた農協にしていく

- ・農協についてはマイナスイメージがふりまかれている(閉鎖的、全中・全農の支配、農産物の有利販売ができない、農協の資材は高い、もうけ主義)、週刊ダイヤモンド 11/29
- ・現実には A コープ、直売所や市民農園の開設、病院や介護施設の経営等、学童農園等での食農教育で地域住民に広く利用。農協女性部活動には非農家女性も参加している。
- ・離農者がふえ、農協が地域のライフライン化するなかで、農業と地域生活の両方に役立つ農協のあり方を検討→農的地域協同組合化、准組合員が実質的に農協の経営・運営に参加できる道を開いていく

4. 担い手農業者のニーズに積極的に応える農協に

- ・担い手農業者にとっては「我々のために農協になっているか」の不満、有利販売、資材費価格引き下げ、きめ細かな施肥設計、法人経営ノウハウ、内発的六次産業化
- ・新規就農者の受け入れ、集落営農の組織化・法人化を支援する

参考文献(拙著、拙稿)

『戦後レジームからの脱却農政』筑波書房、2014.10

「『JA グループの自己改革について』を検討する」『文化連情報』2014年12月号

『農協・農委「解体」攻撃の7つの論点』筑波書房ブックレット、2014.12